

## 選挙事務所の設置について

### 【選挙事務所設置のための事前手続き】

選挙事務所を新たに建てる場合には

- 1 プレハブであっても、建築確認申請が必要です。

別紙 資料参照

- 2 建設場所が農地である場合は、農地法の手続きが必要となりますので、農業委員会にご相談ください。

鹿屋市農業委員会 電話 0994-31-1131